

南あわじ市建設工事等における保証証書の電子化について

受注者の事務負担軽減等を目的として、市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託における契約保証、前払金保証及び中間前払金保証(以下「契約保証等」)について、保証証書の電子化を開始します。

1. 電子保証の内容

従来の紙原本で発注者に提出していた保証証書等について、インターネットを介した方法により提出することが可能になります。

なお、従来の紙原本による保証証書の提出も引き続き可能です。

今回、電子保証の対象となるのは、保証事業会社(※)による契約保証等です。(保険会社による履行保証保険、金融機関の保証などは対象外です。)

※ 西日本建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)

2. 電子保証の利用方法

保証事業会社にお問い合わせください。

3. 電子保証の対象となる契約

令和6年4月1日以降に契約締結する建設工事又は建設コンサルタント等業務に係る契約で、受注者が電子保証を希望するもの。

4. 電子証書の提出方法

保証事業会社から発行された保証契約番号及び認証キー(PDF ファイル)を電子メールで送信してください。電子証書を紙若しくはメールにより提出した場合は、保証証書の提出として認められませんのでご注意ください。

<提出先>

○契約保証(入札案件)の場合

南あわじ市総務企画部財務課契約係

送信先メールアドレス:kanzai@city.minamiawaji.hyogo.jp

○契約保証(随意契約案件)、前払金保証及び中間前払金保証の場合

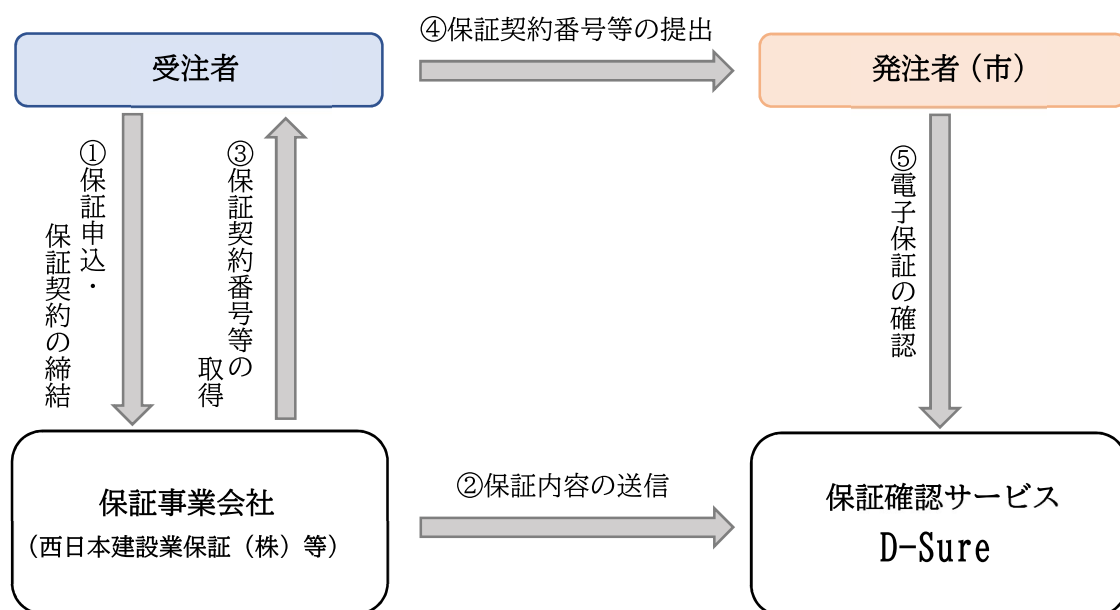
発注担当課

※送信先メールアドレスは、各発注担当課にお問い合わせください。

前払金請求書は押印省略可となっているため、電子保証を活用することで、電子メールで前払金の請求手続きが可能となります。

(この件に関する問い合わせ先)
南あわじ市 総務企画部財務課 契約係
TEL 0799-43-5210
FAX 0799-43-5310

電子保証の仕組み及びフロー



【受注者⇔保証事業会社】

① 受注者は、保証事業会社（西日本建設業保証（株）等）へ保証申込みを行い、電子保証により保証契約を締結する。

【保証事業会社】

② 保証事業会社は、保証確認サービス（以下「D-sure」）に電子証書をアップロードする。

【受注者】

③ 受注者は、保証事業会社から送付のあった「電子証書・認証キー登録のお知らせ」メールを確認し、電子証書の閲覧に必要となる「保証契約番号」及び「認証キー」（以下「保証契約番号等」）を取得する。

【受注者⇒発注者】

④ 受注者は、保証契約番号等を、電子メールにより発注者に提出する。
※メールの件名は、工事番号、受注者名及び保証名称（契約保証、前払金保証、中間前払金保証）を組み合わせたものとしてください。

（件名例）○第○号_株式会社■■■建設（前払金保証）

※提出後、発注者に到達確認の電話を行ってください。

【発注者】

⑤ 発注者は、提出された保証契約番号等をもとに、D-sure にアクセスし、保証内容を確認する。